

令和6年2月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和6年2月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和6年2月5日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和6年2月5日 午後1時28分
○閉会の日時 令和6年2月5日 午後2時17分
○出席議員

1番	根本 駿 輔 君	2番	山口 進 君
3番	榎本 雅 司 君	4番	諸岡 賛 陸 君
5番	佐久間 勇 君	6番	高橋 健 治 君
7番	石上 壘 君	8番	高橋 明 君
9番	神蔵 五 月 君	10番	座親 政 彦 君
11番	近藤 忍 君	12番	斉藤 高 根 君
13番	江野澤 吉 克 君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺 芳 邦 君	副広域連合企業長	高橋 恭 市 君
事務局 長	鈴木 茂 之 君	技 師 長	片岡 博 幸 君
総務課 長	鈴木 光 教 君	企画財政課長	佐野 礼 征 君
経理課 長	田嶋 敏 之 君	参事(業務課長)	花澤 吉 敬 君
計画課 長	正畑 克 敏 君	工務課 長	中村 忠 男 君
施設管理課長	鈴木 良 彦 君	用水供給課長	齊藤 新 一 君
経理課副課長	篠田 優 子 君	計画課副課長	一色 崇 史 君
用水供給課副課長	松井 紀 裕 君	用水供給課副課長	加藤 正 志 君
工務課副技監	嶋 田 勝 君	工務課副課長	林 豊 君
施設管理課副課長	開田 智 彦 君	総務課人事給与班長	勝山 俊 彦 君
企画財政課企画財政班長	鶴岡 公 徳 君	業務課業務班長	増田 政 弘 君
工務課管路工事設計班長	白石 晃 君	監 査 委 員	露崎 善 男 君

○出席事務局職員

議会事務局 長	綱島 利 明	書	記	佐藤 唯一郎	
書	記	進藤 卓也	書	記	寺本 有也
書	記	長野 日佳梨			

○議事日程

日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	議案の上程

議案第 1 号 令和 5 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算
(第 2 号)

議案第 2 号 令和 6 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算

議案第 3 号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 4 号 水道料金債権の放棄について

議案第 5 号 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5 広域連合企業長の提案理由説明

日 程 第 6 議 案 審 議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

~~~~~

## 開 会

(令和6年2月5日 午後1時28分)

**議長(齊藤高根君)** それでは、定刻 2 分前ですけれども、全員お揃いですので、これより令和 6 年 2 月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配布しております日程表に基づいて進行させていただきます。

なお、本会議での発言は、感染症対策のため、すべて着座をお願いをいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員の出席を求めましたので御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配布してございますので、御参照ください。

~~~~~

諸 般 の 報 告

議長(齊藤高根君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第 199 条の規定による定期監査及び地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配布しておきましたので御了承願います。

諸般の報告は以上でございます。

議席の指定

議長(齊藤高根君) これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。
議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおりと指定をいたします。

会期の決定

議長(齊藤高根君) 日程第2、会期の決定を行います。お諮りいたします。
本定例会の会期を本日1日限りとすることに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(齊藤高根君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

会議録署名議員の指名

議長(齊藤高根君) 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。
本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。
会議録署名議員に座席番号1番根本駿輔君、座席番号11番近藤忍君を指名をいたします。

広域連合企業長あいさつ

議長(齊藤高根君) 次に、広域連合企業長から招集のごあいさつがあります。

議長(齊藤高根君) はい、企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 本日ここに、かずさ水道広域連合企業団令和6年2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御多用の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず始めに、令和6年能登半島地震におきまして被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。全国各地からの支援の輪が広がる中、当企業団からも職員を派遣し、給水活動を行っているところでございます。

当地域におきましても、令和元年の台風15号による断水では、全国の水道事業体の皆様

から多大な御支援をいただきましたので、その感謝の意を込めて任務にあたるようお願いしているところでございます。微力ではございますが、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当企業団におきましては、統合広域化から、まもなく5年が経過しようとしており、10年間の統合交付金の交付期間の半分が過ぎるところであります。令和6年度から、3市域において、水道料金の改定も行われることとなり、本年は残り5年間への新たな一歩を踏み出す重要な1年となっているものです。そのような年を迎えるにあたり、設備の老朽化や技術の継承など、水道事業が抱える諸課題への対応を継続しつつ先を見据えた事業を行っていかねばなりません。議員の皆様方におかれましては、当企業団が新たな段階に進むためにも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、上程した議案は5件でございます。詳細は後ほど説明をいたしますが、十分なる御審議をいただきますようお願い申し上げ、冒頭の招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

.....

議 案 の 上 程

議長(齊藤高根君) はい。ありがとうございました。

次に日程第4、議案の上程を行います。議案第1号から議案第5号までを一括上程をいたします。議案はお手元に配付したとおりでございます。

.....

広 域 連 合 企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(齊藤高根君) 日程第5、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 議長。

議長(齊藤高根君) 広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) はい。それでは、本日提案いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。着座にて失礼をいたします。今議会に提出いたしました議案は5件となります。

議案第1号「令和5年度水道事業会計補正予算(第2号)」でございますが、経験者採用に伴う人件費の増額補正や国の補正予算に対応し、令和6年度に予定していた工事等を前倒しするとともに、それに付随する収入を補正するものでございます。

議案第2号「令和6年度水道事業会計当初予算」でございますが、令和6年度からの3市域の料金改定に伴う料金収入の増や統合広域化基本計画や水道ビジョンに掲げる施設整備水準の改善を国からの交付金等の特定財源を活用しながら着実に推進していくための事業費を計上した令和6年度予算について議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」についてでございますが、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政が国土交通省に移管することに伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第4号は「水道料金債権の放棄について」、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第5号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、関係条例を整備するものでございます。

以上が、本日の議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

.....

議 案 審 議

議長(齊藤高根君) ありがとうございます。

日程第6、議案審議を行います。

議案第1号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(齊藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) はい。事務局長の鈴木でございます。着座にて失礼いたします。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして御説明させていただきます。

インデックス「補正資料」の「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算案の概要」を御覧ください。

今回の補正予算案は、人件費及び債務負担行為の補正をした上で、国の補正予算に対応し、国庫補助金を最大限活用するため、令和6年度に予定していた工事等を前倒しして、補正しようとするものでございます。

なお、工事等の前倒し分は全額未契約繰越を行う予定となっております。

1 ページの収益的収支で、水道事業の部の表の中ほど、水道事業費用で、5,362万6,000円の増額でございます。こちらは、経験者採用等に伴い君津市域及び袖ヶ浦市域において人件費を増額補正するものです。この結果、税抜き後の純損益は、表の最下段にありますように5,362万6,000円減少してマイナス1億8,486万5,000円となる見込みでございます。

なお、収益的収支では、水道用水供給事業の部の補正はございません。

2 ページをお開きください。

2 資本的収支でございます。国の補正予算に対応し、水道事業の建設改良費で52億7,500万円、水道用水供給事業の建設改良費で4億5,900万円を計上した上で、それに付随する収入を計上しております。

次に、3 ページを御覧ください。

3 債務負担行為の追加及び廃止をしようとするものでございます。水道事業の部において、令和5年度中に契約行為を行い、早期に事業に着手するための経費を2件追加しております。

また、同じく水道事業の部において、富津市域になりますが、事業の執行時期の見直しに伴い、令和5年度当初予算で設定した債務負担行為を廃止するものでございます。以上の補正に伴う、各市域の状況を、次の4ページに添付しております。以上が補正予算案の概要でございます。

続きまして、予算書について御説明させていただきます。

インデックス「議案第1号」の1ページをお開き下さい。

第1章 水道事業でございます。

第2条が「収益的収入及び支出」の補正です。

支出で、第1款 水道事業費用を5,362万6,000円増額し、105億6,514万8,000円に、補正しようとするものです。

第3条は「資本的収入及び支出」の補正でございます。

収入では、第1款 資本的収入を46億3,185万2,000円増額し、101億1,132万6,000円に、支出では、第1款 資本的支出を52億7,445万2,000円増額し、140億350万2,000円に、それぞれ補正しようとするものでございます。

この結果、資本的収入額が、資本的支出額に対して、38億9,217万6,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

2ページをお開きください。

第6条は「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」の補正で、職員給与費を5,362万6,000円増額するものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第2章 水道用水供給事業でございます。

第2条が「資本的収入及び支出」の補正でございます。

収入では、第1款 資本的収入を3億1,073万2,000円増額し、13億3,390万7,000円に、支出では、第1款 資本的支出を4億5,870万7,000円増額し、33億1,002万4,000円に、それぞれ補正しようとするものです。この結果、資本的収入額が、資本的支出額に対して、19億7,611万7,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

以上、補正予算の内容を補足する資料といたしまして、「補正予算に関する説明書」を添付しております。

その中の10ページをお開きください

令和5年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。期末資金残高は、表の一番右下、106億8,494万3,000円を予定しております。令和4年度の決算、及び今回の補正内容を反映させた結果、当初予算で計上した金額よりも増える見込みとなっております。

続いて、第2章 水道用水供給事業の説明資料でございますが、こちらも、水道事業と同様の説明書を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございました。補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質疑がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続きまして議案第2号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) 議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第2号「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」について御説明いたします。

インデックス「当初資料」の「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計当初予算の概要」を御覧ください。

令和6年度も国の交付金などの外部資金の確保に努めながら「君津地域水道事業統合広域化基本計画」及び令和6年3月に策定を予定している「かずさ水道広域連合企業団広域連合ビジョン」に基づき、施設整備を着実に推進していくための事業費を計上しております。

また、国の補正予算に対応し、国庫補助金を最大限活用するため、令和5年度補正予算(第2号)と令和6年度予算を一体とした予算編成としています。このような予算編成に至った経緯でございますが、令和6年4月から水道行政が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管されることに伴いまして、国が県を通じて水道事業体に令和5年度中に交付決定して、それを各水道事業体が繰り越すという形をとっております。これは全国、他の水道事業体も同様な形の予算措置を取っているところでございます。このため、令和6年度に予定していた事業費のうち、水道事業・用水供給事業を合わせて約75%ほどを補正予算に計上し、繰り越すこととしております。

次に、(1)の水道料金収入でございます。

料金改定につきましては、4月1日から3市域で水道料金改定を行う運びとなりました。そのため、水道事業の料金収入は昨年度より6億4,900万円の増を見込んでおります。水道用水供給事業の給水料金につきましては、昨年度と比べて3億8,100万円の減となっております。これは、2年前に県と4市水道事業の基本料金格差の是正を用水供給事業の内部留保資金を活用し、4市の基本料金を減免し、令和6年度・7年度に行うこととしたことなどに伴うものでございます。

続きまして(2)の施設更新・耐震化事業費の確保でございます。

こちらにつきましては、事業費及びそれに付随する収入の説明となりますので、令和5年度補正計上し、全額繰り越す分と令和6年度当初予算分を併記した形で合算額を明示しております。

国の統合交付金等につきましては、計17億8,000万円を計上し、施設整備の推進を図ります。

建設改良費の改良事業費では、水道事業で計69億7,000万円、水道用水供給事業で計15億1,000万円を計上しております。

2ページをお開き願います。

令和6年度予算案の内容を御説明させていただきます。

まず、水道事業の令和6年度の業務の予定量です。給水戸数13万9,060戸、給水人口31万8,258名、給水予定量は3,796万1,395^mです。給水戸数は、前年度に比べて増加しておりますが、給水人口は減少しており、年間有収水量も減となる見込みです。

水道用水供給事業では、年間5,061万2,930^mの給水量を予定しており、前年度に比べ給水量は減少しております。

次に、2 収益的収支の状況です。

水道事業の部、表の一番下、純損益でございますが、料金改定の効果で、昨年度の1億3,100万円の赤字から、4億1,200万円の黒字となっております。

3ページを御覧ください。

水道用水供給事業の部でございます。

表の中程、水道事業費用については前年度より2億5,000万円ほど減となっているものの、給水料金の減がそれを上回っておりまして、赤字額は約1億5,000万円ほど拡大しております。なお、この赤字額につきましては、用水供給事業が持っております、未処分利益剰余金や積立金で補てんする予定でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

3 資本的収支でございますが、こちらは令和6年度分のみを表となっておりますので、次の5ページの参考、資本的収支、こちらが令和6年度の当初予算と令和5年度補正予算の合算となっております。こちらで御説明させていただきます。

(1) 水道事業におきましては、資本的支出における改良事業費が約7億円伸びております。こちらは、工事を令和6年度から更に加速させていくための増となっております。

(2) 用水供給事業におきましては、収入・支出とも前年度より減となっております。

次に予算書を説明させていただきます。

インデックス「議案第2号」「令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」の1ページをお開き下さい。

第1章 水道事業の第2条は「業務の予定量」で、主な建設改良事業といたしましては、配水区の統廃合を目的とした配水連絡管の布設、配水管の更新などを行う予定です。

第3条では「収益的収入及び支出」の予定額を、記載の通り定めようとするものでございます。収入総額が114億2,163万4,000円、支出総額が106億1,284万1,000円です。

続きまして、第4条「資本的収入及び支出」の予定額です。

2ページをお開きください。

収入総額が13億7,805万3,000円、支出総額が39億298万8,000円です。この不足分25億2,493万5,000円は、過年度分損益留保資金などで補てんしようとするものでございます。

第5条は「債務負担行為」でございます。「配水管工事に係る経費」、「各種業務委託」など、19の事業について、表に記載のとおり、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

第6条は「企業債」でございます。資金需要と内部留保の見通しを踏まえ、建設改良事業を行う起債の限度額を8億8,960万円に定めようとするものでございます。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」は、職員給与費の7億

8, 782万9, 000円と交際費の16万円を定めようとするものでございます。

第9条は「他会計からの補助金等」でございます。構成団体の一般会計から補助等を受け
る金額について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第10条「たな卸資産購入限度額」は、量水器などのたな卸資産について、6年度中に購
入する限度額を決めるものですが、在庫量や使用見込み、予備分を見積もって、1億81万
円と定めようとするものでございます。

続きまして4ページをお開きください。

第2章水道用水供給事業の、第2条は「業務の予定量」で、千葉県企業局及び当企業団の
水道事業に対する年間の総供給水量を5, 061万2, 930m³と見積もるとともに、施設
の運営管理、施設の更新、耐震化などの事業を予定しております。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額でございます。収入総額を63億9, 315
万5, 000円、支出総額を68億9, 566万1, 000円にそれぞれ定めようとするも
のでございます。

第4条は「資本的収入及び支出」の予定額でございます。

5ページを御覧ください。

収入総額を、4億839万6, 000円、支出総額を20億2, 664万円に定めよう
とするものです。

資本的収入が資本的支出に対して、16億1, 824万4, 000円の不足となっております
ますが、水道事業と同様に過年度分損益留保資金等で補てんしようとするものでござい
ます。

第5条は「債務負担行為」でございます。

工期が長期にわたるもの、施工時期の平準化のため年度をまたぐものなど、11の事業に
ついて、期間及び限度額を表に記載のとおり定めようとするものでございます。

6ページを御覧ください。

第6条「企業債」でございます。資金需要と内部留保の状況に勘案して、起債の限度額を
2億8, 000万円とし、目的等は、表に記載のとおりに定めようとするものでございま
す。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」につきましては、職員給
与費5億7, 941万7, 000円、交際費4万円について、それぞれ定めようとするも
のでございます。

第7条「項をまたぐ流用」及び第9条は「他会計からの補助金等」につきましては、水道
事業と同様でございます。

以下、予算の内容を補足する資料といたしまして、「予算に関する説明書」を添付してお
ります。

飛びまして、15ページを御覧ください。

こちらは、事業活動に伴う資金の増減を表す「予定キャッシュ・フロー計算書」でござい
まして、令和6年度末の時点での水道事業の資金残高は、表の最下段にありますとおり、6
6億3, 620万7, 000円となる見込みでございます。

少し飛びまして、36ページをお開き下さい。

用水供給の方の「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。表の最下段にあります
ように、年度末時点での水道用水供給事業の資金残高は66億5, 901万1, 000円を
予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(斉藤高根君) はい。議案第2号の補足説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。石上議員。

議員(石上壘君) はい。私からはですね、企業団が実施する耐震化について伺いたいと思います。

今回の能登半島地震では、日が進むにつれて、その状況があらわになり、耐震化の遅れから水道施設に甚大な被害が生じた事が判明いたしました。生活に欠かせない水道が断水したことで多くの被災者の方々が、未だに困っているという状況に鑑み、水道施設と水道管の耐震化についてそれぞれお伺いしたいと思います。

はじめに、施設の耐震化について伺います。

インデックス「当初資料」ページ1の中段の囲み「(2)の施設更新・耐震化事業費の確保」において、事業費17億8,000万円で施設整備を推進とありますが、この事業に耐震化対策が入っているのであれば、その内容をお伺いしたいと思っております。

議長(斉藤高根君) はい。当局の答弁を求めます。

用水供給課長(斉藤新一君) はい、議長。

議長(斉藤高根君) 斉藤用水供給課長。

用水供給課長(斉藤新一君) はい。それでは、用水供給課からお答えいたします。

令和6年度の事業費には、耐震化対策としまして、大寺浄水場の取水施設など、構造物が地震による地盤の液状化で傾いたり位置がずれたりしないように、地盤を薬材で固める側方流動対策や送水施設であるサージタンクといった池状構造物の補強、水管橋が落下しないようにする工事のほか、実施設計費用と合わせまして、約1億6,000万円を計上しております。以上です。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) はい。いくつか対策が図られるようですが、この対策をとればですね、今回の能登半島のような大きな地震があった場合でも、大寺浄水場で水を作り続ける事は可能なのでしょうか。お伺いします。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

用水供給課長(斉藤新一君) はい、議長。

議長(斉藤高根君) 斉藤課長。

用水供給課長(斉藤新一君) はい。お答えします。現状、大寺浄水場では、まだ耐震補強が必要な施設がございます。そのため、地震の規模によってですが、最悪、浄水処理が継続できない事も予想されております。以上です。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) ではですね、今後の耐震化はどう進めていくのかお伺いしたいと思います。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

計画課長(正畑克敏君) はい。

議長(斉藤高根君) 正畑計画課長。

計画課長(正畑克敏君) 計画課がお答えします。耐震化については、供給能力が最も大きく要となる大寺浄水場の施設から対策を講じるものとし、全ての施設を補強するには費用と時間が必要なため、半系列の施設を水が作られる工程順に実施しているところでございます。

令和6年度の事業により大寺浄水場の中段までの対策を講じることになりますが、施設が後段になるほど施設が複雑となって対策も複雑になってしまうほか、その施設の周辺を含む地下部分にも施設と施設を結ぶ水道管や電線などを通して共同溝等があるために、補強する手段がないといった状況です。このような状況のために施設の建て替えといったことで、対策していきたいと考えているところですが、立て替えの費用についても近年の物価上昇といったことを踏まえ、最適な方法を検討しているところでございます。以上になります。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) 時間とお金が掛かる事はわかりましたが、そのほかに対策を講じておられないのか、お伺いしたいと思います。

計画課長(正畑克敏君) はい。

議長(斉藤高根君) 正畑課長。

計画課長(正畑克敏君) 災害時に水道水を確保するため、統合広域化交付金の活用で耐震性を有する配水池を構築していきますが、ハード面対策では財源が必要で進捗には時間を要しますので、水の確保という点で、現状の取水井戸などの活用を含めた水の確保を計画検討しております。その他には、給水所の設置数や給水車の確保、応援隊の受入れ体制、修理部材の確保など今回の能登の状況を踏まえ我々かずさ水道で不足しているところの見直しを図ろうと考えております。以上になります。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) 能登半島地震での水道施設の被災状況を見ますとですね、かずさ4市32万人と、あと他一部他市へのですね、水道水を担っている大寺浄水場などの重要施設の耐震化をしていくことは重要な施策であると考えておりますので、着実に進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

続いてですね、水道管の耐震化についてお伺ひします。

同じく「当初資料」中段の囲み、「(2)施設更新・耐震化事業費の確保」で事業費69億7,000万円、工事延長40,266m、約40kmと記載されていますけど、一般の市民からすると工事の規模感がなかなか伝わりづらいかなと思います。能登半島地震では、耐震化の遅れから、水道管が破損し断水して、その復旧には3月末まで掛かるというような報道も聞いています。

そこで、伺いたいと思いますが、この約40kmという工事延長は、全国的に見て耐震化が進んでいると考えて良いのでしょうか。お伺ひします。

議長(斉藤高根君) はい。当局の答弁を求めます。

工務課長(中村忠男君) はい。

議長(斉藤高根君) 中村工務課長。

工務課長(中村忠男君) はい。工務課より答弁いたします。水道事業体によって管理している管路延長が異なるため、耐震化の進み具合は延長ではなく総延長に対する工事延長の割合である更新率で示しますと、全国の水道事業体の平均が令和2年度で年間約0.7%といわれている中で、かずさ水道は総延長約2,900kmのうち約40kmを更新することから、その率は1.3%となり、進んでいる方と考えております。以上になります。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) はい。統合効果もあり、進んでいることはわかりましたが、未だに老朽管がある中で現在の管路の耐震性はどの程度、確保できているのでしょうか。

また、全国の水道事業体の平均値を把握しているのであれば、示して欲しいのですが。お伺いいたします。

工務課長(中村忠男君) はい。

議長(斉藤高根君) 中村課長。

工務課長(中村忠男君) はい。かずさ水道の令和4年度末での管路の耐震管率は、22%です。全国の水道事業体の平均は令和3年度末で19%ですが、かずさ水道の管路の耐震化が優れているとは考えておりません。以上であります。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) はい。22%というところがわかったわけなんですけど、耐震化が100%になるのは何年ぐらいを見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

計画課長(正畑克敏君) はい。

議長(斉藤高根君) 正畑課長。

計画課長(正畑克敏君) はい。老朽管の解消には令和30年度を見込んでいますが、全ての管路を耐震化するには老朽管以外の管路も対策しなければならないものもあるため、100%となるには令和30年度以降と考えております。以上になります。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) はい。千葉県でも能登半島に起きたような地震はいつ来るかは分からないのが現状だと思います。管の耐震化には費用と時間がかかるということは理解しましたが、地震が来て完全ではなくても被害を軽減するといった、最小限にするといった、対策を取る事は出来ないのでしょうか。お伺いします。

計画課長(正畑克敏君) はい。

議長(斉藤高根君) 正畑課長。

計画課長(正畑克敏君) 現在、令和10年度限りの統合交付金を活用するため、漏水多発地区の解消を優先して耐震性能のある管に更新をしているところですが、この他にも制限措置のない交付金を活用できる避難所や病院に給水するためのルート耐震性能のある管で更新することや管破断による断水規模を縮小できるよう、口径の大きな基幹管路の更新も計画してまいりたいと考えております。以上になります。

議員(石上壘君) はい。

議長(斉藤高根君) 石上議員。

議員(石上壘君) はい。令和5年11月議会でも、耐震性の低い老朽管の解消について質問をしたところですが、今回、能登半島地震を見てみますと、同じ半島性を有している千葉県においても似たような状況になるのではないかと懸念されます。地震または大規模な漏水に対して計画的に出来るだけ早く管路の耐震化を進めていただきたいと要望し、私の質問を終わります。

議長(斉藤高根君) はい。ほかに質問、ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) 質問が以上で無いようでございます。よって質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続いて議案第3号を議題といたします。事務局長より、補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) はい。議長。

議長(斉藤高根君) はい。事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明させていただきます。

インデックス「議案第3号」の1ページをお開きください。

本条例改正の理由といたしましては、厚生労働大臣が所管している水道整備・管理行政が国土交通省に移管することに伴い、関係条例の改正を議案としてお諮りするものでございます。

具体的には、条例第5条第1項、第35条第2項ただし書及び第38条第1号中に「厚生労働省令」とあるのを「国土交通省令」に改めるものです。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(斉藤高根君) 補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続きまして議案第4号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) はい。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) はい。それでは、議案第4号「水道料金債権の放棄について」、御説明させていただきます。

インデックス「議案第4号」の3ページを御覧ください。

消滅時効期間の経過した水道料金に係る債権の放棄について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。1つとして、債権の種類は水道料金債権です。2つとして、債権額は804万6,447円になります。3つとして、債務者は852名です。

4ページを御覧ください。

4 債権の概要は平成23年度から平成30年度までが対象で、1,919件です。

5 ページ以降は説明資料となっております。説明は以上でございます。よろしく御審議下さるようお願いいたします。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員(神蔵五月君) 議長。

議長(斉藤高根君) はい。神蔵議員。

議員(神蔵五月君) 水道料金の債権の放棄ですが、平成23年度から平成30年度までの調定件数が1,919件、金額が804万6,447円となっております。特に平成30年度の債権放棄の理由のうち、所在不明が1,000件を超えております。急に上がります。平成30年度の債権放棄の所在不明が多い実態、理由についてお伺いします。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

業務課長(花澤吉敬君) はい。

議長(斉藤高根君) 花澤業務課長。

業務課長(花澤吉敬君) はい。それでは、水道料金債権につきましては、平成15年10月10日の最高裁判決によりまして、私法上の債権とされております。

また、令和2年4月1日施行の改正民法によりまして、私法上の債権の消滅時効期間が5年とされました。

従来でも、公法上の債権として消滅時効は5年とされる下水道等の料金徴収を受託いたしまして、併せて徴収している観点から、督促状の納期限から5年は徴収努力を行うこととしております。従いまして、督促納期限から5年を経過する水道料金債権の対象が平成30年度分でありまして、今回件数が多くなっている理由であります。なお、平成30年度までの債権は、統合前の各市水道事業における債権でございます。

また、所在不明が多い理由といたしましては、借家等において閉栓手続きをせずに無断で転居してしまうケースなどが多くて、私法上の債権であることから、税金部門などで実施するいわゆる実態調査等ができないためでございます。

令和元年度以降の水道料金債権につきましては、年間約90億円の水道給水収益に対しまして、年度毎の収納率は99.9%でありまして、今後も一層の徴収努力を重ねる所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員(神蔵五月君) 議長。

議長(斉藤高根君) 神蔵議員。

議員(神蔵五月君) 最近の家族構成とかで一人暮らしの方とかいると思いましたが、実態が借家の閉栓手続きをしないということがわかりましたので、これからの一層の徴収努力をお願いしたいと思います。以上です。

議長(斉藤高根君) はい。ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 続いて、議案第5号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

事務局長(鈴木茂之君) はい議長。

議長(斉藤高根君) 事務局長。

事務局長(鈴木茂之君) それでは、議案第5号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明させていただきます。

インデックス「議案第5号」の1ページをお開きください。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることを踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するにあたり、関係条例の改正を議案として、お諮りするものでございます。

改正の内容といたしましては、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員に対しまして、6月期と12月期に期末手当のほか、勤勉手当を支給するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議くださりますようお願いいたします。

議長(斉藤高根君) はい。補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。近藤議員。

議員(近藤忍君) はい。確認のために伺いますが、この条例の修正につきましては関係四市もまた県について、全く条項が変わらないものか、そこを確認させて下さい。

議長(斉藤高根君) 当局の答弁を求めます。

総務課長(鈴木光教君) はい。

議長(斉藤高根君) 鈴木総務課長。

総務課長(鈴木光教君) 総務課の鈴木でございます。よろしくお願いたします。ただ今の条文について、改正内容についてでございますけれども、当企業団といたしましては、県の方の条例改正が12月議会に上程されておりました、そちらを参考にしているようなところでございます。市については、3月議会で上程されるものと認識しております。基本的には、こちらすべてこの法改正に伴うものですので同様になっているのではないかと考えております。以上でございます。

議員(近藤忍君) はい。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。

議員(近藤忍君) あの、独自の差というのも条例上は可能かと思うのですが、その辺は特にとらなかったということで理解してよろしいでしょうか。

総務課長(鈴木光教君) はい。

議長(斉藤高根君) はい。総務課長。

総務課長(鈴木光教君) 特にそのような事は行ってはおりません。

議員(近藤忍君) 了解です。

議長(斉藤高根君) 近藤議員。よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) はい。質疑がないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(斉藤高根君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(斉藤高根君) はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斉藤高根君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全てを議了いたしました。

~~~~~

### 広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

**議長(斉藤高根君)** ここで、広域連合企業長から閉会のごあいさつがあります。広域連合企業長。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきまして、原案どおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員の皆様の御指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

~~~~~

閉 会

議長(斉藤高根君) はい。ありがとうございました。これをもちまして、令和6年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(令和6年2月5日 午後2時17分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和6年2月5日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 齊 藤 高 根

同 会議録署名議員 根 本 駿 輔

同 会議録署名議員 近 藤 忍